

令和3年度決算に基づく健全化判断
比率及び資金不足比率審査意見書

三原市監査委員

三監第88号
令和4年9月1日

三原市長 岡田吉弘様

三原市監査委員 出雲 智
三原市監査委員 片島 尚子
三原市監査委員 徳重 政時

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を終了したので、次のとおり意見書を提出します。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

審査は、三原市監査委員監査基準に基づき、市長から送付された令和3年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳票の提出を求めて照合審査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法等により実施した。

2 審査の期間

令和4年8月26日から同年9月1日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し適正に作成されており、かつ、その計数は関係諸帳票と符合して正確であるものと認めた。

(単位：%)

区 分	算定比率	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	11.91
②連結実質赤字比率	—	16.91
③実質公債費比率	7.7	25.0
④将来負担比率	34.0	350.0

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和3年度決算において、市税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等の実質収支は黒字となっているため、実質赤字比率は生じていない。

② 連結実質赤字比率について

令和3年度決算において、市の全ての会計で実質収支に赤字は生じておらず、連結実質収支は黒字のため、連結実質赤字比率は生じていない。

③ 実質公債費比率について

令和3年度決算において、実質公債費比率(3カ年平均)は7.7%で、早期健全化基準の25.0%を下回っているが、前年度から1.0ポイント増加している。

これは、過年度に実施した災害復旧事業に係る国庫補助負担額の嵩上げに伴い、任意の繰上償還とならない災害復旧事業債の一部繰上償還により、実質公債費比率(単年度)が1.58065ポイント増加したことが要因である。

④ 将来負担比率について

令和3年度決算において、将来負担比率は34.0%で、早期健全化基準の350.0%を下回っており、前年度から6.6ポイント減少している。

これは、一般会計等において償還額より借入額が少なかったことにより、将来負担額のうち一般会計等に係る地方債の現在高が 2,968 百万円減少したことが要因である。

- (3) その他
特に指摘すべき事項はない。

令和3年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

審査は、三原市監査委員監査基準に基づき、市長から送付された令和3年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳票の提出を求めて照合審査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法等により実施した。

2 審査の期間

令和4年8月26日から同年9月1日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し適正に作成されており、かつ、その計数は関係諸帳票と符合して正確であるものと認めた。

(単位：%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	
土地区画整理事業特別会計	—	

(2) 個別意見

資金不足比率について

全ての会計において、資金不足は生じていない。

(3) その他

特に指摘すべき事項はない。